

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律新旧対照条文 目次

第一章 法務省関係

一 商法（明治三十二年法律第四十八号）	1
二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）	3
三 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	4
四 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）	5
五 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）	6
六 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社株式の譲渡の制限等に関する法律（昭和二十六年法律第二百十二号）	7
七 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）	8
八 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）	16
九 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）	17
十 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）	18
十一 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）	21
十二 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）	37
十三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）	41
十四 信託法（平成十八年法律第八号）	51
第二章 内閣官房関係	
一 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）	53
第三章 内閣府関係	
第一節 本府関係	
一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）	54

（以下、略）

改正案	現行
<p>（社員名簿の備置き及び閲覧等） 第三十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定） 第七十三条 監事設置一般社団法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。</p>	<p>（社員名簿の備置き及び閲覧等） 第三十二条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 請求者が当該一般社団法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。</p> <p>四・五（同上）</p> <p>（会計監査人の選任に関する監事の同意等） 第七十三条 監事設置一般社団法人においては、理事は、次に掲げる行為をするには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。</p> <p>一 会計監査人の選任に関する議案を社員総会に提出すること</p> <p>二 会計監査人の解任を社員総会の目的とすること。</p> <p>三 会計監査人を再任しないことを社員総会の目的とすること</p>

2| 監事が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもって」とする。

(責任の一部免除)

第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

一 (略)

二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ (略)

2| 監事は、理事に対し、次に掲げる行為をすることを請求することができる。

- 一 会計監査人の選任に関する議案を社員総会に提出すること
- 二 会計監査人の選任又は解任を社員総会の目的とすること。
- 三 会計監査人を再任しないことを社員総会の目的とすること

(責任の一部免除)

第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

一 (同上)

二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ (同上)

ロ 代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの 四

(1) 理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事(1)に掲げる理事を除く。)

(3) 当該一般社団法人の使用者

ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、監事又は会計

監査人 二

254 (略)

(責任限定契約)

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、

理事(業務執行理事(代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。)

又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条及び第三百一条第二項第十二号に

ロ 代表理事以外の理事であつて外部理事(一般社団法人の

理事であつて、当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事(代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。以下この章において同じ。))又は使用者でなく、かつ、過去に当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用者となつたことがないものをいう。以下この款及び第三百一条第二項第十三号において同じ。)

ハ 外部理事、監事又は会計監査人 二

254 (同上)

(責任限定契約)

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、

外部役員等(外部理事、外部監事(一般社団法人の監事であつて、過去に当該一般社団法人又はその子法人の理事又は使用者となつたことがないものをいう。第三百一条第二項第十四号において同じ。))又は会計監査人をいう。以下この条及び同項第十二号において同じ。)の第百十一条第一項の責任について、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がな

において「非業務執行理事等」という。)の第百十一条第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め(同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 第百十一条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額

5 第百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する

いときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した外部役員等が当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め(外部理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である外部役員等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一・二 (同上)

三 第百十一条第一項の損害のうち、当該外部役員等が賠償する責任を負わないとされた額

5 第百十三条第四項の規定は、外部役員等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する

償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第二百一十一条 (略)

- 2 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 三 請求者が当該一般社団法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
 - 四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五款 役員等の損害賠償責任

第百九十八条 前章第三節第八款(第百十七条第二項第一号口を

責任を負わないとされた場合について準用する。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第二百一十一条 (同上)

- 2 第三十二条第三項の規定は、前項の請求について準用する。

第五款 役員等の損害賠償責任

第百九十八条 前章第三節第八款(第百十七条第二項第一号口を

除く。)の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百十一条第一項中「理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）とあるのは「理事、監事若しくは会計監査人（以下この款及び第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又は評議員」と、同条第二項中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条第三項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第百九十七条中において準用する第八十四条第一項第二号」と、同項第一号中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条中において準用する第八十四条第一項」と、第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第百十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）は、その割合）以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）は、その割合）以上の評議員が前項」と、第百十五条第一項中「第三百一条第二項第十二号

除く。)の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百十一条第一項中「理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）とあるのは「理事、監事若しくは会計監査人（以下この款及び第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又は評議員」と、同条第二項中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条第三項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第百九十七条中において準用する第八十四条第一項第二号」と、同項第一号中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条中において準用する第八十四条第一項」と、第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第百十三条第一項第二号中「第三百一条第二項第十三号」とあるのは「第三百二条第二項第十一号」と、第百十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）は、その割合）以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定め

「とあるのは「第三百二条第二項第十号」と、第一百六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、第一百七十七条第一項及び第一百八条中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第一百七十七条第二項第一号中「第一百二十八条第三項」とあるのは「第一百九十九条において準用する第一百二十八条第三項」と読み替えるものとする。

(社員総会等の決議の取消しの訴え)

第二百六十六条 次に掲げる場合には、社員等は、社員総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより社員等(第七十五条第一項(第一百七十七条及び第二百十条第四項において準用する場合を含む。))又は第一百七十五条第一項の規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。)となる者も、同様とする。

一〇三 (略)

2 (略)

(一般社団法人の設立の登記)

た場合にあつては、その割合)以上の評議員が前項」と、第一百五十一条中「第三百一条第二項第十四号」とあるのは「第三百二条第二項第十二号」と、「同項第十二号」とあるのは「同項第十号」と、第一百六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、第一百七十七条第一項及び第一百八条中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第一百七十七条第二項第一号中「第一百二十八条第三項」とあるのは「第一百九十九条において準用する第一百二十八条第三項」と読み替えるものとする。

(社員総会等の決議の取消しの訴え)

第二百六十六条 次に掲げる場合には、社員等は、社員総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより理事、監事、清算人又は評議員(第七十五条第一項(第一百七十七条及び第二百十条第四項において準用する場合を含む。))又は第一百七十五条第一項の規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。)となる者も、同様とする。

一〇三 (同上)

2 (同上)

(一般社団法人の設立の登記)

第三百一条 (略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 第一百五条第一項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

(削る)

(削る)

十三・十四 (略)

十五 前号の公告方法が電子公告(第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下この号及び次条第二項第十三号において同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(一般財団法人の設立の登記)

第三百二条 (略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない

第三百一条 (同上)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一〇十一 (同上)

十二 第一百五条第一項の規定による外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十三 前号の定款の定めが外部理事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるものについて、外部理事である旨

十四 第十二号の定款の定めが外部監事に関するものであるときは、監事のうち外部監事であるものについて、外部監事である旨

十五・十六 (同上)

十七 前号の公告方法が電子公告(第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下この号及び次条第二項第十五号において同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ・ロ (同上)

(一般財団法人の設立の登記)

第三百二条 (同上)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない

らない。

一〇九 (略)

十 第九十八条において準用する第一百五十一条の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

(削る)

(削る)

十一〇十三 (略)

(過料に処すべき行為)

第三百四十二条 設立時社員、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規

らない。

一〇九 (同上)

十 第九十八条において準用する第一百五十一条の規定による外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十一 前号の定款の定めが外部理事に関するものであるときは

、理事のうち外部理事であるものについて、外部理事である旨

十二 第十号の定款の定めが外部監事に関するものであるときは、監事のうち外部監事であるものについて、外部監事である旨

一〇三十五 (同上)

(過料に処すべき行為)

第三百四十二条 設立時社員、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規

定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～五 (略)

六 官庁又は社員総会若しくは評議員会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

七～十一 (略)

十二 第七十二条第二項(第百七十七条において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総会若しくは評議員会の目的とせず、又はその請求に係る議案を社員総会若しくは評議員会に提出しなかつたとき。

十三～二十二 (略)

定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～五 (同上)

六 官庁又は社員総会若しくは評議員会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

七～十一 (同上)

十二 第七十二条第二項又は第七十三条第二項(これらの規定を第百七十七条において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総会若しくは評議員会の目的とせず、又はその請求に係る議案を社員総会若しくは評議員会に提出しなかつたとき。

十三～二十二 (同上)